

令和7年第4回多賀城市農業委員会総会議事録

- 1 総会年月日 令和7年4月25日（金）
- 2 総会場所 多賀城市役所4階 401会議室
- 3 出席委員 農業委員8名、農地利用最適化推進委員4名
会長
第8番 小西 桃悦
会長職務代理者
第7番 遠藤 光浩
委員
第1番 赤井 利智子 第2番 伊藤 清彦
第3番 加藤 真崇 第4番 菅野 眞一
第5番 佐藤 孝市 第6番 中村 春美
農地利用最適化推進委員
北部区域 大橋 礼子 西部区域 熊谷 俊彦
中部区域 大場 幸一 東部区域 郷古 正夫
- 4 欠席委員
なし
- 5 議事
議案書のとおり
- 6 事務局出席職員
事務局長 千葉 一紀 事務局長補佐 千葉 泰弘
副主幹 佐藤 勝美 主査 北野 佑樹
主事 遠藤 和
- 7 欠席職員
農地係長 白岩 匡司
- 8 開会 午後2時00分
- 9 総会の概要

事務局

農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により農業委員定数8名のうち出席委員8名で定足数に達しておりますので、ただ今より令和7年第4回多賀城市農業委員会総会を開催いたします。

農地利用最適化推進委員は4名出席です。

それでは小西会長よりご挨拶をいただきます。

会長

～会長挨拶～

事務局

農業委員会規定第9条の規定により会長が総会の議長となり議事を整理するこ

とになっておりますので、今後の議事進行につきまして、会長よろしくお願ひします。

議長

それでは議事録署名員の指名を行います。多賀城市農業委員会規程第20条第2項の規定により、議長において第1番 赤井利智子委員と第2番 伊藤清彦委員を指名します。

諸般の報告については、4ページに記載の内容を各委員ご覧になってください。

続いて報告事項に入ります。

報告第1号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について、事務局より報告をお願いします。

事務局

それでは農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について、下記のとおり届出を受理したので報告いたします。

1番の総括表をご覧ください。件数は全部で3件ございまして、転用目的が一般住宅のものが3件、面積は登記地目が田のものが427㎡、畑のものが2,023㎡、合計面積2,450㎡です。

続きまして、2番の届出者及び届出地等をご覧ください。

番号1番譲渡人及び譲受人については表に記載のとおりです。

土地の所在が、八幡字庚田となり、こちらは令和6年8月30日に一度農地転用届出が出された土地の一部であります。転用事業の計画が変更されたことに伴いまして、事業の一部を譲受人に譲り渡すものとなっております。

登記地目が田で、現況地目も同様です。面積が427㎡で、賃借権の有無はございません。転用地目は宅地で、施設の概要は住宅用地となっております。開発の許可は必要ございません。受理年月日は令和7年3月24日です。

なお、以前に届出が出ている土地でしたので、事務局で現地確認を行い、状況に変化なく転用に問題ない旨を確認しております。

以上で番号1番の報告を終わります。

議長

今の報告について質問はございませんか。

(なしの声)

それでは続いて2番及び3番について事務局から報告願います。

事務局

続いて2番及び3番については関連します。一括で報告させていただきます。議案書の7ページを御覧ください。

位置図につきましては、別紙資料2の裏面の報告1-2及び1-3です。

2番に係る譲渡人及び3番に係る譲渡人は、それぞれ表に記載のとおりです。

譲受人は、2番3番ともに同一で表に記載のとおりとなっております。

届出地は、多賀城市八幡字一本柳、登記地目は田、現況地目は畑となっております。

面積はそれぞれ、1,017㎡、1,006㎡となり、合計面積は2,023㎡です。

賃貸借の設定はありません、転用地目は宅地で、9区画の宅地造成の計画となっており、両画地ともに1,000㎡を超えるため、開発許可が必要となります。

受理日は令和7年3月28日となります。番号2及び3の報告は以上です。

なお、本件の現地確認については、東部区域担当推進委員が関係委員となるため、事務局で現地確認を行い、転用に問題ない旨を確認しております。

議長

今の報告について質問はございませんか。

(なしの声)

事務局

合わせて1点ご報告差し上げます。

東部区域推進委員が今回利害関係人となりますが、退席の必要性について宮城県農業会議に確認を取りましたところ、報告事項であり、審議を行うものはない案件であることから退席の必要性はないと回答を得たことを報告させていただきます。

議長

他に質問はございませんか。

(なしの声)

それでは報告第1号を終了します。

以上で報告事項を終わります。

続いて議案審議に移りますが、議事中の発言は必ず挙手をしていただき、指名を受けてから発言することを徹底願います。

それでは議案第1号 農地利用集積計画について。

議案第1号につきましては、関係委員が含まれており、契約にあたる関係者でありますので、関係委員は一時退席願います。

(関係委員退席)

議長

それでは事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第1号 農地利用集積計画について御説明いたします。

A3横の資料1をご覧ください。内容については資料1に記載のとおりとなっております。

用途は60件のうち58件が水田で、2件が普通畑となっており、契約期間は10年、支払方法は全て金納となっております。

以上、御審議よろしく申し上げます。

議長

今の説明について質問はございませんか。

(なしの声)

それでは許可してよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

それでは、議案第1号については許可することに決定します。

退席していた委員には、自席に戻っていただきます。

(関係委員着席)

退席されていた関係委員に、議案第1号については許可決定されましたことを御報告いたします。

続いて議案第2号 農地利用最適化活動の目標の設定について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局

資料10ページを御覧願います。

農地利用最適化活動の目標の設定については、3月の総会時に内容について協議いただき、いただいた御意見等を反映したものを宮城県農業会議に送付しましたところ、いくつか修正するよう意見を付されて返送されましたので、その要修正箇所の説明と変更内容の説明をさせていただきたいと思えます。

資料11ページ、Ⅱ-1-(2)「遊休農地の解消」について、①現状及び課題における『うち緑区分の遊休地面積』については、令和3年度調査結果を入力する必要がある旨指摘があったことから、0haの記載を0.5haに修正、それに伴い、左欄の『1号遊休農地面積』も0.8haに修正しております。

同様に、②目標のアーa「緑区分の遊休農地の解消」の『令和6年度の利用状況調査における緑区分の遊休農地面積』も0.5haに修正し、『緑区分の遊休農地の解消目標面積』も上欄の5分の1であることから0.1haに修正しております。

続いて、資料12ページ、Ⅱ-2-(2)「活動強化月間の設定目標」について、設定回数を2回と設定し、8月に「遊休農地の解消」、11月に「農地の集積」を目標として設定していましたが、「農業委員会における最適化活動の推進について」とする令和4年2月2日付の農水省経営局長通知により、年3回以上の活動目標を設定することと示されているため、今回新たに2月に「新規参入の促進」を目標として掲げ、追記しております。

議案2号についての説明は以上となります。御審議よろしく申し上げます。

議長

意見や質問はございませんか。

(なしの声)

それでは許可してよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

続いて議案第3号 令和7年度多賀城市農作業標準料金について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局

それでは議案第3号 令和7年度多賀城市農作業標準料金について御説明いたします。

先月、第3回農業委員会総会において、検討会に付す案としてご審議いただきましたが、令和7年3月26日、農作業標準料金の検討会を開催いたしまして、当初の案に検討会の意見を加えて最終的な案として本日お諮りさせていただくものになります。

前回総会時からの大きな変更が一つありまして、機械作業の欄のコンバインの上の欄にバインダーとハーベスタの項目を入れておりましたが、検討会において、本市の耕作者にこれらの機械を使用している方がいないとの話があり、不要と判断されたので、項目から削除しております。

その他の意見として、色彩選別機の利用料金に関する意見が提案されたのですが、今回検討して追加するには資料が不足していることから今回の資料には追加しておりません。こちらに関してはJA仙台の方から、ライスセンターで行っている色彩選別の料金設定を営農座談会等で夏ごろに農業者の皆様にも周知するとの話がありましたので、ここでお伝えさせていただきます。

料金表についての大きな変更点は他にはございません。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長

意見や質問はございませんか。

(なしの声)

それでは許可してよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

以上で議案審議を終了します。続いて、情報提供等に移ります。

農地中間管理事業の経過報告について、事務局より説明願います。

事務局

お手元の資料「8 情報提供等」と記載された資料をご覧ください。(1)農地中間管理事業の経過報告についてですが、契約書作成後に当事者が亡くなった場合などもあったため、年度末時点での最終的な数値を精査した結果、別紙のとおり結果となりました。

最終的な契約書作成数は335件であり、うち契約が完了し、公告まで至ったものが320件でした。

完了割合としましては95.5%となりますが、契約破棄や相続協議中のため契約不可の件数を除いて算出しますと、実質の完了割合は100%となりまして、すべての契約は滞りなく締結完了いたしましたことを御報告させていただきます。

続いて、農業委員活動についてです。

まず一つ目が活動記録についてですが、先月の総会後の研修時に宮城県農業会議の井澤さんから活動記録のつけ方についてお話があったかと思えます。

本日は新年度用の活動記録セットを配布させていただきますので、日々の活動に御活用いただければと思います。

緑色の手提げ袋の中に、今年度版の活動記録セット（青色）と、先月総会時に配布できなかった「活動記録簿記入の手引き」、ラミネート加工されている「活動記録簿最適化活動分類例」、「信頼される農業委員会であるために」が入っておりますので、各自内容を熟読いただきますようお願いいたします。

また、併せて農業者年金加入促進のための配布物を2部ずつ入れておりますので、活動時に年金加入の話題になりましたら積極的に配布させていただきますようお願いいたします。

そして、次月以降の活動記録の情報提供については、全ての委員さんから、直近の活動内容をいくつか発表していただく形式に変更していきたいと考えておりますので、次月からはよろしく申し上げます。

二つ目が令和7年度宮城県農作業安全確認運動についてです。配布している「農作業安全確認運動展開中！」と記載された資料をご覧ください。

資料に記載のあるとおり、今年の運動スローガンは「徹底しよう！農業機械の転落・転倒対策」となっており、農機作業時、特にトラクター使用時における事故の発生率が毎年非常に高くなっていることから、安全フレームの使用徹底やシートベルト・ヘルメットの着用徹底を委員の皆様からも強くお声がけいただきますようよろしくお願いいたします。

裏面と次のページには、県内や全国の事故発生数等の資料も添付しておりますので、参考までにお読みいただければと思います。

三つ目が令和7年度農業用水の通水及び注意喚起についてです。

配布している「令和7年度農業用水について（通知）」と記載された資料をご覧ください。

資料に記載のあるとおり、宝堰水系が4月25日から通水となり、加瀬水系が5月1日から通水となる予定です。

それに伴い、市内各所の水路に水が流れることから、子どもたちや高齢者の方の転落事故の発生も予見されます。地域の方々や耕作者の皆様にも委員の皆様からも改めてお声がけいただき、事故の発生を未然に防げるよう地域で一丸となって取り組んでいきたいと考えておりますので、注意喚起についてよろしくお願いいたします。

裏面には4月広報誌の写しを、次ページには県内の水路での死亡事故数、次ページ裏面には啓発ポスターの写しを添付しておりますので、こちらも参考までにお読みいただければと思います。

情報提供については以上となります。

議長

それでは、情報提供等については以上といたします。

議事の一切を終了しましたので、進行を事務局にお返しいたします。

事務局

議事は終了しましたが、最後にそのほか、御意見・御質問のある方はいらっしゃいますでしょうか。

(なしの声)

それでは事務局よりお知らせいたします。

次回の農業委員会総会は、5月26日(月)午後2時から、401会議室で行う予定としておりますので、よろしくお願ひします。

それでは、閉会といたしますので、会長職務代理者より挨拶をお願いします。

会長職務代理者

本日は大変ご苦勞様でございました。以上を持ちまして本日の総会の一切を終了させていただきます。

閉 会 午後4時00分

以上、多賀城市農業委員会規程第20条第1項の規定に基づき、議事録を作成し、同条第2項の規定により署名捺印する。

令和7年5月7日

令和7年第4回多賀城市農業委員会総会

総会議長 小西 桃悦 ㊟

署名員第1番 赤井 利智子 ㊟

署名員第2番 伊藤 清彦 ㊟